

議会運営委員会要点記録

○開会日時 令和5年6月27日(火) 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 6名(新委員席にて記載)

1 番 佐藤 周 君 2 番 長 沢 正 君

3 番 中 島 弘 道 君 4 番 青 木 敬 博 君

5 番 井 戸 清 司 君 6 番 浅 田 良 弘 君

○出席議員 4名

議 長 宮 崎 雅 薫 君 副議長 大 川 勝 弘 君

議 員 仲 田 佳 正 君 議 員 杉 本 憲 也 君

○オブザーバー 3名

議 員 石 島 茂 雄 君 議 員 四 宮 和 彦 君

〃 重 岡 秀 子 君

○出席議会事務局職員 5名

局 長 富 岡 勝 局長補佐 中 井 智 実

係 長 福 王 雅 士 主 査 野 田 昌 伸

主 事 野 中 みず季

○会議に付した事件

- 1 委員席の指定について
- 2 委員席の変更について
- 3 意見書について
- 4 市議会6月定例会最終日の運営について
 - (1) 採決の方法について
 - (2) 人事案の取扱いについて
 - (3) 意見書の取扱いについて
 - (4) 追加議案の取扱いについて
 - (5) その他
- 5 その他
 - (1) 次期9月定例会の頭出しについて
 - (2) その他

○会議の経過概要

○委員長（青木敬博君）開会する。

○委員長（青木敬博君）日程第1、委員席の指定を議題とする。

お諮りする。委員席について、新委員の井戸清司委員を3番に指定したいと思う。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）異議なしと認め、さよう決定した。

委員席の指定のため、暫時休憩する。

午前10時 休憩

午前10時 再開

○委員長（青木敬博君）休憩前に引き続き、会議を開く。

○委員長（青木敬博君）日程第2、委員席の変更についてを議題とする。お諮りする。

委員席は、3番井戸清司委員を5番に、5番中島弘道委員を3番にそれぞれ変更したいと思う。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）異議なしと認め、さよう決定した。

委員席の変更のため、暫時休憩する。

午前10時 1分休憩

午前10時 1分再開

○委員長（青木敬博君）休憩前に引き続き、会議を開く。

○委員長（青木敬博君）日程第3、意見書についてを議題とする。

今定例会に提起された意見書案は、〇〇〇〇氏から持参により提出された、意見書の提出を求める陳情の意見書案2件である。本意見書案2件に関しては、私、委員長において調整を進め、本日の本委員会において、その取扱いを決定することとしている。

それでは、2件の意見書案の調整状況について、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富岡 勝君）資料の1ページから4ページまでをご覧願う。

意見書の提出を求める陳情の意見書案2件について、現在までの調整状況を報告する。まず、

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める意見書については、日本共産党及び会派に所属していない議員のお二人から賛同が得られているものの、正風クラブ、公明党、清友会及び無党派 颯からは賛同を得られていない。また、自民・維新の会からは、延期だけに修正できるなら賛同するとのことである。

次に、健康保険証をマイナンバーカードへ一本化することの中止を求める意見書については、日本共産党、無党派 颯及び会派に所属していない議員のお二人から、賛同が得られているものの、正風クラブ、公明党、自民・維新の会及び清友会からは、賛同が得られていない。以上である。

○委員長（青木敬博君） それでは、本意見書案の取扱いについて、各会派及び会派に所属していない議員から順次、ご意見を伺う。また、賛同しない場合には、その理由についてもお願いする。

○1番（佐藤 周君） 正風クラブはどちらの意見書にも反対である。それは、インボイスのほうについては国が示す方針は、いわゆる納税に向けて——なのか、分かりやすくというか、数字がはっきりしてくるとか、公平性の観点からもその方針自体には賛成しているということである。

それとマイナンバーカードと保険証、これもデジタル化が遅れている日本においてマイナンバーカードを進めて行くことでその保険証にひもづけていくことは、必要なことではある。ただ今、国政のほうでも不安なような状況があるのは、そこは国のほうにきちっと進めて行っていただきたいことは付け加えておきたいところであるけども、この意見書については、反対である。

○2番（長沢 正君） 公明党としても2件とも反対である。まずインボイスのほうにしてみると、正風クラブと同じ意見ではあるけども、確かに不安要素っていうのは、これが始まるとあるとは思っている。ただ、別角度で、その公平性というか、業者間の今までの慣例みたいなものがあると、拭い去れないのではないかなとは思っている。そういった部分を何とか国のほうとして、別の角度で何とか制度的にアピールいただければと考えている。

健康保険証のマイナンバーカードについては、問題はあるものの、もう最初からこのマイナンバーカードをやること自体が、どんどんいろんなものにひもづけしながら便利さを求めていくので、この初めの取りかかりでこういった問題が生じたのは、やはり残念ではあるが、秋までに総点検を国のほうでもしていくということなので、これについて、健康保険証とマイナンバーカードをひもづけないことについては、反対である。以上である。

○3番（中島弘道君） まず私どもの会派では、インボイス制度のほうについては、伊東の市内経済を見るに当たって、まだあんまり良くないということでこのインボイスのほうのこの見直し

というのは、少し今さらという感じはあるが、延期ということについては少し考えてもいいんじゃないかというようなことが会派としての意見である。ちょっと延期ができるならば、というようなことについては、賛同はしたいと、一応そのような意見である。

それとマイナンバーカードのほうであるが、こちらは正風クラブ、公明党からも今言っているが、私どももこちらには賛同できない。やはりもう、今いろいろ不手際というか問題が起きているが、これはぜひやはり進めていかなければいけないということで、これについて賛同はできない。

- 5番（井戸清司君）2件とも反対である。まずインボイスのほうに関しては、伊東市議会として出す内容かということ、ちょっと文章的に問題があるのかなというところがあるし、青色申告会なんかもインボイスに向けてかなりの事業者さんたちがマイナンバーの登録を進めているような状況が今あるので、見直しというか延期をすとか、そこら辺のことを注意深くということであれば、まだ話はわかるが、やっぱりちょっと凍結だとかっていう文章が入ってきちゃうとちょっと違うのかなっていうところがあるので、この文章だと賛同ができない。

それからマイナンバーのほうに関しても賛同ができない理由は、とりあえず今国のほうでまた問題の調整をしているので、その部分に関して意見書というかこういう形でやって欲しいみたいなものだったたらいいが、ちょっと今の状況だとこの文章の内容だと合わないかなということを考えているので、2件ともとりあえず反対である。

- 6番（浅田良弘君）私どもの会派については、インボイスのほうは賛同できない、反対ということである。これまで委員の皆様もおっしゃってたとおりである。ましてや、この10月からスタートするということで問題が出るとしたら、それ以降の話ではないかと思っている。実際インボイス制度については、もう準備をしている事業所が多いと聞いている。そのため、今回のこのインボイス制度の延期・見直しについては、もう少し様子を見たいということで反対である。

マイナンバーカードについては、これやはり問題が山積しているし、伊東市がこのマイナンバーカードの交付率が上がらないっていうことを含めると、やはり今後、マイナンバーカードシステムそのものの問題点が今出てるのかなという感じがしている。よって、マイナンバーカードへ一本化することの中止を求める意見書については賛同する。

- オブザーバー（重岡秀子君）私たちは、基本的に2つの意見書とも賛成をする。特にマイナンバーカードのほうであるが、何かこれをやるのが先進国は当たり前のように思われているが、世界的に見ると結構、マイナンバーカードという形では、あと保険証をひもづけということはやってない、途中で中止してる国もたくさんあるということで、私はマイナンバーを福祉とかに活用することに対しては、反対ではないが、今のこのような状況が生まれてしまう国では、

特に保険関係に使うのは早すぎたというか、それでは大きな混乱をその後もこのまま続けていくと一旦停止をしないと大きな問題がまだまだ出てくると思う。以上である。

○**オブザーバー**（四宮和彦君）私も基本的には2つとも賛成である。まず、インボイス制度のことに関して言うと、特に中小零細事業者とかそれから個人事業主、これはフリーランスと呼ばれるような人たちに対する影響がどういうものになるのかがもう分からなくなってくる。フリーランスの場合には、その選択が可能だろうとは思いますが、それでは非課税を選択してしまえば、もう取引がされないという話になりかねないわけである。その人は個人事業主として事業を継続していくことはまず無理である。例えば中小零細事業者なんていう場合には、例えば飲食店のことを考えてみた場合、例えば500円でお弁当を提供していたといった場合にそこに消費税が含まれているんだという考え方はあるかも知れないが、実際はそうではないと考えられる。消費税は預り税ではないと、これはもうちゃんと財務省のほうから答弁でも確認されていることである。結局、その事業者さん自身がだから引かかっている。そうすると、年間売上げが数百万円にしかならない人が、そのうち10%を消費税で持っていかれる。なんていう話になったらもうその事業は継続できない。そもそも制度自体に大きな欠陥があるということが言えるだろうと思う。だからこれについては、要は課税をしっかりとしていく、徴収していくということは重要な問題ではあるけれども、どうもその辺のところは制度的な欠陥が大きすぎるだろうということである。だから、もしやるのであればもっとちゃんと時間をかけて、しっかりと国民の意見を聞いた上で、その個人事業主さんたちの不利な状況をどう改善していくのかということもしっかりと取り込んでいくような制度設計を再度求めるっていうことを考えていくんだとすれば、当然のことだけれども延期をした上で制度そのもの自体の見直しも必要になってくるだろうと思う。だから趣旨としては当然賛成できる。

あともう1つ、健康保険証をマイナンバーカードへ一本化するということの中止を求めると、健康保険証とマイナンバーカード自体の一体化ということについて言えば、高齢者にとってはある意味、非常に便利になるという部分が、例えば病歴だとかそういうものについても病院側が非常に把握しやすくなるし、処方されている薬についてもちゃんとそういうものを共有できるということ言えば、特にその医療に関わる部分で言うと、高齢者の方たちにとって非常に利便性が向上するという意味で言えば、一本化そのもの自体は別に進めていってもいいだろうという部分は確かにあるとは思いますが、ただ、一方で今の紙の健康保険証自体を廃止してしまっても大丈夫かという話はまた別の問題になってくるだろうと思う。だから、これもこんな数ヶ月から1年程度で一気に進めてしまうという話じゃないわけである。特に、マイナンバーカードそのものと、ほかのいろんな情報をひもづけていく作業については、いろいろなことをもうじっくり、数年単位で考えて普及を図っていくという形にしていかないと、いまだにマイナンバー

カード自体の普及率は70%台にとどまっているわけであり、そんな中で、全部今後は健康保険証と一本化するということをやった場合に何が起るかということだ。だからやっぱりここについて言えば、中止ないし延期という形で考えていく必要性が高いだらうと思う。私も賛成する。以上である。

○**オブザーバー**（石島茂雄君）2件とも提出に賛成である。1つ目の、マイナンバーのほうであるが、政府が持ち出してくるということ自体がある意味ちょっと異常というかおかしい気がする。国民皆保険と保険証はもともと、日本特有のかなり優れたシステムだと世界が認めているわけである。それを何で国民が変えてくれと言っていないにもかかわらず、何で国のほうが指導して、これはもう最初に持ってくるんだということにまず疑問を感じる。そして、保険証の一体化も河野大臣が言っていたが、かなり後のほうに、審議を重ねて可能性があるというふうなことを言っただけで、もう短期間でこれを決定してしまうことにも疑問が残る。これを繰り返すと絶対に免許証もひもづけしたり、どんどんひもづけして、高齢者、市民の方と話すんですけども、それを全部自分が持っているということ自体が不安になってくると、かなり認知が入ってくるともう置いたところも忘れてしまう。そういうことの不安性、それを考えると、全てマイナンバーが反対ではないが、例えば外国人が日本人になりすますことを防止できる可能性もあり、システムの何かを含むときには、かなり便利なシステムである。しかし、この明らかに危険性があるものはしっかり審議するというのを1回国民に問いかけてやるべきだと思う。

2点目、インボイスはこの前も言ったけど、そもそも消費税自体が、これは直間財政の比率ではもうなくなっていて、東京地裁での判決が出ているが、預り税ではない。まして益税ではないと、これに賛成している方の話を聞くと、預かっているのだから、それを払うのは当然であるとの意見があるが、ここで食い違いがある。どういうことかということ、これは商品、またサービスにおける対価ということである。だから明らかにそれを払う義務はなく、さっき四宮議員も言っていたが、特に1,000万以下であると、ものすごい負担になってくるわけである。さっきフリーランスとか1人親方とか、その点でも提出に賛成である。全体的に言うと、これを通してしまおうとその先がやはり今の自公政権が増税する、岸田政権が絶対増税に結びつけてくる前提だと、これはある意味僕は確信している。以上の理由で提出に賛成である。

○**委員長**（青木敬博君）暫時休憩する。

午前10時16分休憩

午前10時17分再開

○**委員長**（青木敬博君）休憩前に引き続き、会議を開く。

ただいま協議の結果、2件の意見書案について全議員からの賛同は得られていない。したがって、2件の意見書案については、最終本会議に提出しないことといたしたいと思う。これにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

以上で、日程第3、意見書についてを終了する。

○委員長（青木敬博君）日程第4、市議会6月定例会最終日の運営についてを議題とする。

(1) 採決の方法についてから(5) その他までを事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富岡 勝君）順次、説明する。まず、(1) 採決の方法についてである。資料5ページの付託議案審査状況一覧に基づき説明する。付託議案は、条例2件、補正予算1件の合計3件である。本会議における採決の方法について、順次、説明する。

まず、常任総務委員会へ審査を付託した、市議第1号 伊東市情報公開条例の一部を改正する条例及び市議第2号 伊東市税賦課徴収条例の一部を改正する条例、以上、条例2件については、それぞれ、全会一致で原案を可決すべしとの決定である。2件一括上程後、委員会審査報告、質疑、討論の後、2件一括で、挙手による採決をお願いする。

次に、各所管常任委員会へ審査を分割付託した、市議第4号 令和5年度伊東市一般会計補正予算（第2号）については、各所管常任委員会において、全会一致で原案を可決すべしとの決定である。上程後、各委員会審査報告、質疑、討論の後、挙手による採決をお願いする。

次に、(2) 人事案の取扱いについてである。資料6ページをご参照願う。市選第1号 公平委員会委員選任の同意について及び市選第2号から市選第15号までの農業委員会委員任命の同意について、以上15件の当局提案の人事案については、去る6月8日（木）の本委員会において説明したとおり、市長の説明の後、申合せに基づき質疑、討論を省略し、挙手による決定をお願いする。

次に、(3) 意見書の取扱いについてである。意見書の提出を求める陳情の意見書案である。適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める意見書及び健康保険証をマイナンバーカードへ一本化することの中止を求める意見書、以上2件については、先ほどの協議の結果、全議員からの賛同は得られなかったため、上程を見合わせることにした。

次に、(3) 追加議案の取扱いについてである。6月14日（水）に表彰審査委員会が開かれ、当局から、伊東市功労者表彰について1件、今定例会に追加議案として提出したいとの申出が議長にあった。議案については、6月28日（水）の最終本会議の開会前に提出させていただきたいとのことであり、追加提出された場合には、本委員会を開催することなく、公平委員会

委員選任の同意についての人事案の上程前に、日程追加により上程し、市長の説明の後、これまでの例に倣い、質疑、討論を省略し、挙手による採決をお願いしたいと思う。

最後に、(5) その他について2点申し上げる。

1点目は、討論を予定されている議員におかれては、会議規則第52条に基づき、発言通告書を提出いただくようお願いする。2点目は、6月8日開催の本委員会で案内したとおり、改選期を迎えて、報道機関による議員1人ずつの写真撮影が、今定例会閉会后に予定されている。撮影に際しては、10分間程度休憩を取るため、男性議員はネクタイ、上着着用の上、事務局職員の案内により、議場において、1人ずつ報道機関による撮影を行った後、アンケート用紙の受け取りをお願いする。

以上で、市議会6月定例会最終日の運営についての説明を終わる。よろしくご協議のほどお願いする。

○委員長（青木敬博君）まず、(1) 採決の方法について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

採決の方法については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(2) 人事案の取扱いについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

人事案の取扱いについては、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(3) 意見書の取扱いについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

意見書の取扱いについては、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(4) 追加議案の取扱いについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

追加議案の取扱いについては、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(5) その他での討論の通告について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

討論の通告については、説明のとおり、ご了承願う。

また、報道機関からの依頼による写真撮影については、説明のとおりご承知おき願う。

そのほかに、市議会6月定例会最終日の運営について、委員から何かあれば、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

以上で、日程第4、市議会6月定例会最終日の運営についてを終了する。

○委員長（青木敬博君）日程第5、その他を議題とする。

(1) 次期9月定例会の頭出しについて及び(2) その他について、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富岡 勝君）まず、(1) 次期9月定例会の頭出しについてである。資料7ページをご参照願う。次期定例会の頭出しについては、8月28日（月）の開会を提案させていただきたいと思う。8月28日（月）開会となると、8月18日（金）告示、8月21日（月）議会運営委員会となる。なお、次期9月定例会は、決算議会であり、9月24日（日）に任期満了に伴う本市議会議員選挙が行われるので、これまでの改選期と同様、告示日に議案に併せて決算概要説明書を配付し、これを議場における決算概要説明に代えることで、開会初日から決算大綱質疑を実施するとともに一般質問は行われなことが見込まれる。

次に、(2) その他は、事務局からは特になし。

以上で説明を終わる。ご協議のほど、よろしく願います。

○委員長（青木敬博君）まず、(1) 次期9月定例会の頭出しについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

次期、9月定例会の頭出しについては、説明のとおり8月28日（月）とすることにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(2) その他について、事務局からはないとのことであるが、委員から何かあれば質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）暫時休憩する。

午前10時27分休憩

午前10時27分再開

○委員長（青木敬博君）休憩前に引き続き、会議を開く。

○オブザーバー（四宮和彦君）残すところ9月定例会だけなので今さらであるが、本会議の日程の取り方とか審議方法のことについて、非常にきついなと思っていることがある。というのは、今回もそうであるが、議案説明と質疑が同じ日に行われる。3月、9月は予算、決算だから議案説明があってから質疑等を行うまでに日程がある程度空くわけであるが、6月と12月に関しては、ほぼ議案の説明を受けたその時点ですぐ質疑みたいな話になっているので、できるならば、空きがない日程で組んでいるわけではないから、議案説明の少なくとも翌日とかに質疑とかを持ってくるような日程編成していただけないものか。そのあたりも来期以降でも構わないので、一つ検討をしていただきたいなというふうに思っている。意見として申し上げる。

○委員長（青木敬博君）ほかに、質疑、意見はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

以上で日程第5、その他を終了する。

○委員長（青木敬博君）以上で日程全部を終了した。

これにて閉会する。

○閉会日時 令和5年6月27日（火）午前10時28分（会議時間27分）

以上の記録を認める。

令和5年6月27日

委員長 青木敬博